

旭川市特定教育・保育施設等指導監査要綱改正新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1～第2 省略</p> <p>第3 監査</p> <p>1 監査方針</p> <p>監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条<u>まで</u>に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに実地指導中に監査へ変更した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。</p> <p>2 監査の選定基準</p> <p>本文省略</p> <p>(1) 要確認情報</p> <p>ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）</p> <p>イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報</p> <p>(2) 実地指導において確認した情報</p> <p>実地指導を行った際に特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報</p>	<p>第1～第2 省略</p> <p>第3 監査</p> <p>1 監査方針</p> <p>監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに実地指導中に監査へ変更した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。</p> <p>2 監査の選定基準</p> <p>本文省略</p> <p>(1) 要確認情報</p> <p>ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）</p> <p>イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報</p> <p>(2) 実地指導において確認した情報</p> <p>実地指導を行った際に特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報</p>	<p>文言整理</p>

<p>3～5 省略</p> <p>6 監査実施通知</p> <p>市長は、監査対象となる特定教育・保育施設等を決定した時には、原則として当該特定教育・保育施設等に対して、次に掲げる事項を文書で通知する。</p> <p>ただし、第2の7の規定に基づき、実地指導を中止し、監査へ変更した場合並びに利用者児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがある場合及び施設型給付費等の請求に不正又は不正が認められる場合等で緊急に監査を実施する必要がある場合を除く。</p> <p>(1) 監査の根拠規定</p> <p>(2) 監査の日時及び場所</p> <p>(3) 監査担当者</p> <p>(4) 出席者</p> <p>(5) 準備すべき書類等</p> <p>7～10省略</p>	<p>(3) 重大事故に関する情報</p> <p><u>死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報</u></p> <p>3～5 省略</p> <p>6 監査実施通知</p> <p>市長は、監査対象となる特定教育・保育施設等を決定した時には、原則として当該特定教育・保育施設等に対して、次に掲げる事項を文書で通知する。</p> <p>ただし、第2の7の規定に基づき、実地指導を中止し、監査へ変更した場合、<u>死亡事故等の重大事故の発生</u>、利用者児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがある場合及び施設型給付費等の請求に不正又は不正が認められる場合等で緊急に監査を実施する必要がある場合を除く。</p> <p>(1) 監査の根拠規定</p> <p>(2) 監査の日時及び場所</p> <p>(3) 監査担当者</p> <p>(4) 出席者</p> <p>(5) 準備すべき書類等</p> <p>7～10省略</p>	<p>項目追加</p> <p>通知を送付しない場合に「死亡事故等の重大事故の発生」を追加</p>
---	--	--

<p>第4 北海道との連携</p> <p>北海道が認可等を行った特定教育・保育施設の実地指導及び監査を行う場合には、北海道と連携を図り、合同で実地指導及び監査を実施するなど効率的に行う。</p> <p>第5 その他</p> <p>指導及び監査に関し、その他必要な事項は別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成28年2月3日から施行する。</p>	<p>第4 死亡事故等の重大事故が発生した特定教育・保育施設等</p> <p><u>1 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該施設における対応状況等の確認を行う。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導監督に反映させる。</u></p> <p>第5 北海道との連携</p> <p>北海道が認可等を行った特定教育・保育施設の実地指導及び監査を行う場合には、北海道と連携を図り、合同で実地指導及び監査を実施するなど効率的に行う。</p> <p>第6 その他</p> <p>指導及び監査に関し、その他必要な事項は別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成28年2月3日から施行する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、平成28年7月6日から施行する。</u></p>	<p>項目追加</p> <p>項目追加</p> <p>項目追加による条文繰り下げ</p> <p>項目追加による条文繰り下げ</p> <p>附則の追加</p>
--	---	--

